三津浜地区 景観まちづくりアイデア集（素案）

平成 27 年9月

三津浜地区まちづくり協議会

目　　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1、対象地区の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

2、景観まちづくりの目標と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3、景観整備の具体的取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

4、景観まちづくりの実現方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【参考資料】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

はじめに

三津浜地区は、江戸時代には松山藩の御船手組が置かれた港町で、漁業や商業で栄えたまちで、松山市発展の礎を作ってきたと言われています。今でも、かつての財や文化を物語る醸造業や金融、汽船、問屋などの近代的な建築物や町家等の風情あるまちなみが残っています。

しかしながら昨今、都市の成長、まちの発展とともに経済性・合理性が優先されるようになり、これらの古くから残る美しい風景が失われようとしています。また本地区では、少子高齢化や人々の価値観の多様化等も相まって、かつてのにぎわいを喪失してきたため、最近では、様々な団体がまちおこしのための取組みや修景整備などにも取組んでおり、かつてのにぎわいを取り戻しつつあります。

そこで、三津浜地区まちづくり協議会では、地区のこうした課題のさらなる改善に向けて、三津浜の風情あるまちなみを活かした景観まちづくりに着目し、「三津浜地区景観まちづくり勉強会」を数回にわたって開催し、本地区のまちづくりを見つめ直し、古くから残るまちなみ、美しい景観を次世代に継承し、残していくための取組みやアイデア等を話し合い、『景観まちづくりアイデア集』としてとりまとめました。

この景観まちづくりアイデア集は、本地区の住民が景観まちづくりの考え方や方向性を共有し、行政や住民・事業者等の協働により、その方向性の実現に向けて行動していくためのアイデアをとりまとめたものです。私たちは、このアイデア集に盛り込まれた内容をもとに、"三津浜"らしい景観まちづくりに取り組んでいきます。

▲景観まちづくり勉強会の様子

～本書の位置づけ～

三津浜地区のまちづくりに関する事業計画書（平成 25 年 4 月）や三津浜地区活性化計画（平成 26 年 7 月）で示す、三津浜地区の地域課題を解決し、賑わい創出や交流人口の拡大を図るため、本書では、景観整備に係る具体的な取組みに関する地区住民の姿勢や行動案を明確に位置づけたものです。

まちづくり事業計画

まちを元気にするまちづくり

- 三津浜地区にぎわい創出による集客
- 近代俳句発祥の地と子規・大原其戎
- 史跡・古い建物等の保存と活用
- 魅力的で効率的な回遊動線づくり
- 食文化の普及・イベント促進
- 地域文化・伝統行事の継承と研究

具体化

三津浜地区活性化計画

景観整備に係る具体的取組み

景観まちづくりアイデア集（本書）

▲まちづくり事業計画等と本書の関係性

～景観まちづくりとは何か？～

○自分たちのまちの景観の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。

○景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことも含みます。

○清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

～景観まちづくりの意義と魅力～

◎景観まちづくりの意義と魅力

1．身の回りの心地よさを創り出す

身近な空間の見え方や印象を美しく快適に整える景観まちづくりを通じて、身の回りの心地よさが得られます。

2．まちの個性を育む

歴史的・伝統的な景観の保全や、まちの新しい魅力をつくる景観まちづくりは、わがまちらしさ・まちの個性を育みます。

3．地域の課題改善に役立つ

地域の活性化、コミュニティの育成などの地域の課題改善にも景観まちづくりは役立ちます。

4．充実感ややりがいがある

景観まちづくりは、目に見える成果や地域の人々との交流などを通じて、取り組む人に大きな充実感をもたらします。

5．まちと暮らしに愛着と誇りが持てる

景観まちづくりを通じて、自分のまちや暮らしの良さに気づき、愛着や誇りを持てるようになります。

※出典：景観まちづくりリーフレット（国土交通省　都市・地域整備局）

1. 対象地区の特性

対象地区

景観まちづくり区域は、来訪者が観光等で回遊する視点で、歴史的街並みや三津浜特有の資源を保全する観点と、地域住民が生活を営む場を保全する観点から、将来的にも地域資源を保存・継承していくため、港山の眺望点から三津浜港を取り囲み、近代的な建築物や町家、寺社等の風情あるまちなみが残る範囲を対象地区（景観まちづくり区域）とします。

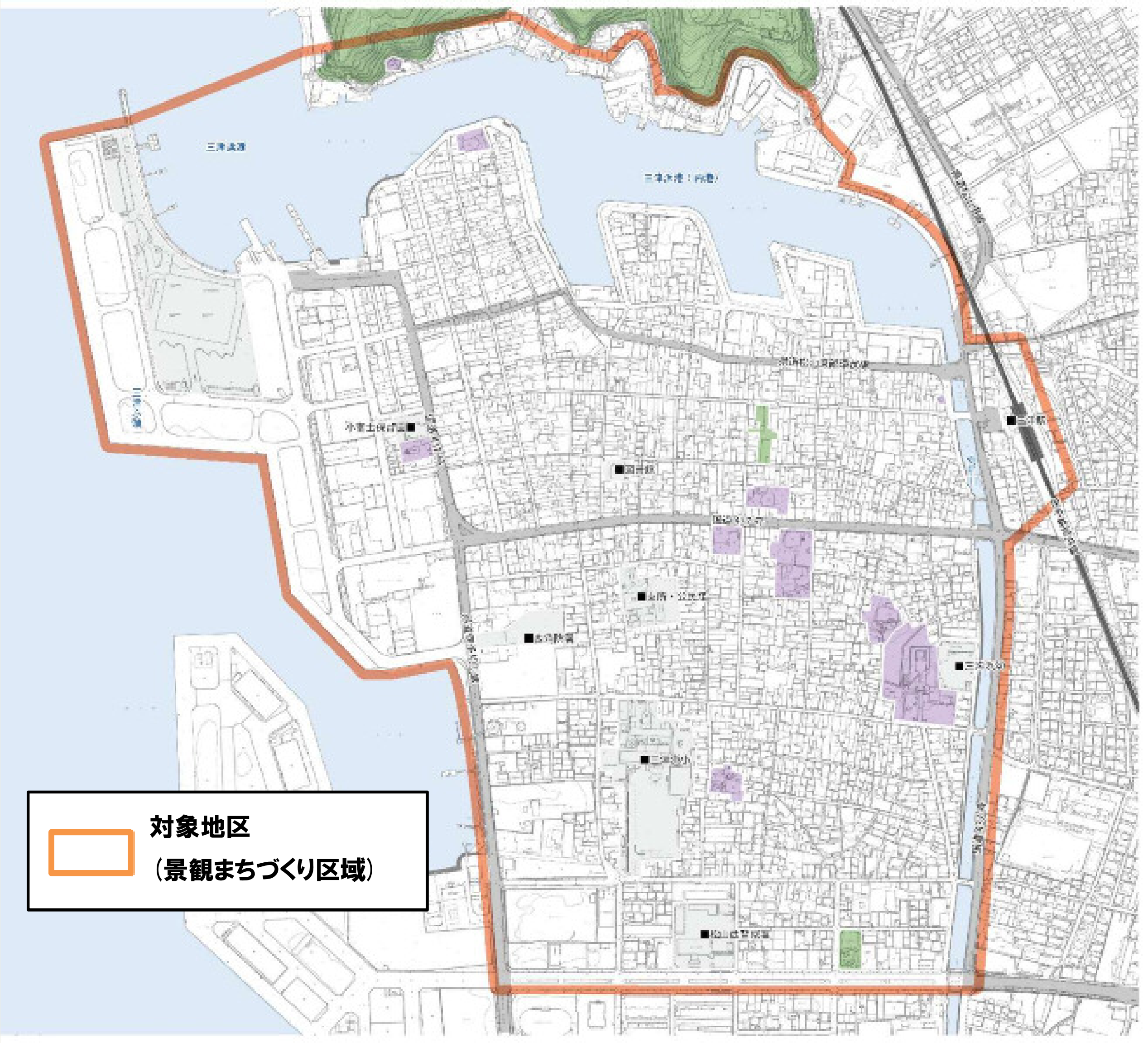

地区の特性

三津浜地区は、かつて港町として栄えた地区であり、現在でもその風景が残る風情ある地区です。
本地区にある地域資源・特性を分野別に整理し、地区の特性図を作成しました。地域資源だけでなく、主な眺望点や良好な景観が残る場所なども整理しました。

①伊予の小富士や海が見える眺望

埠頭岸壁から、伊予の小富士が見える眺めが大変素晴らしく、風光明媚な場所です。

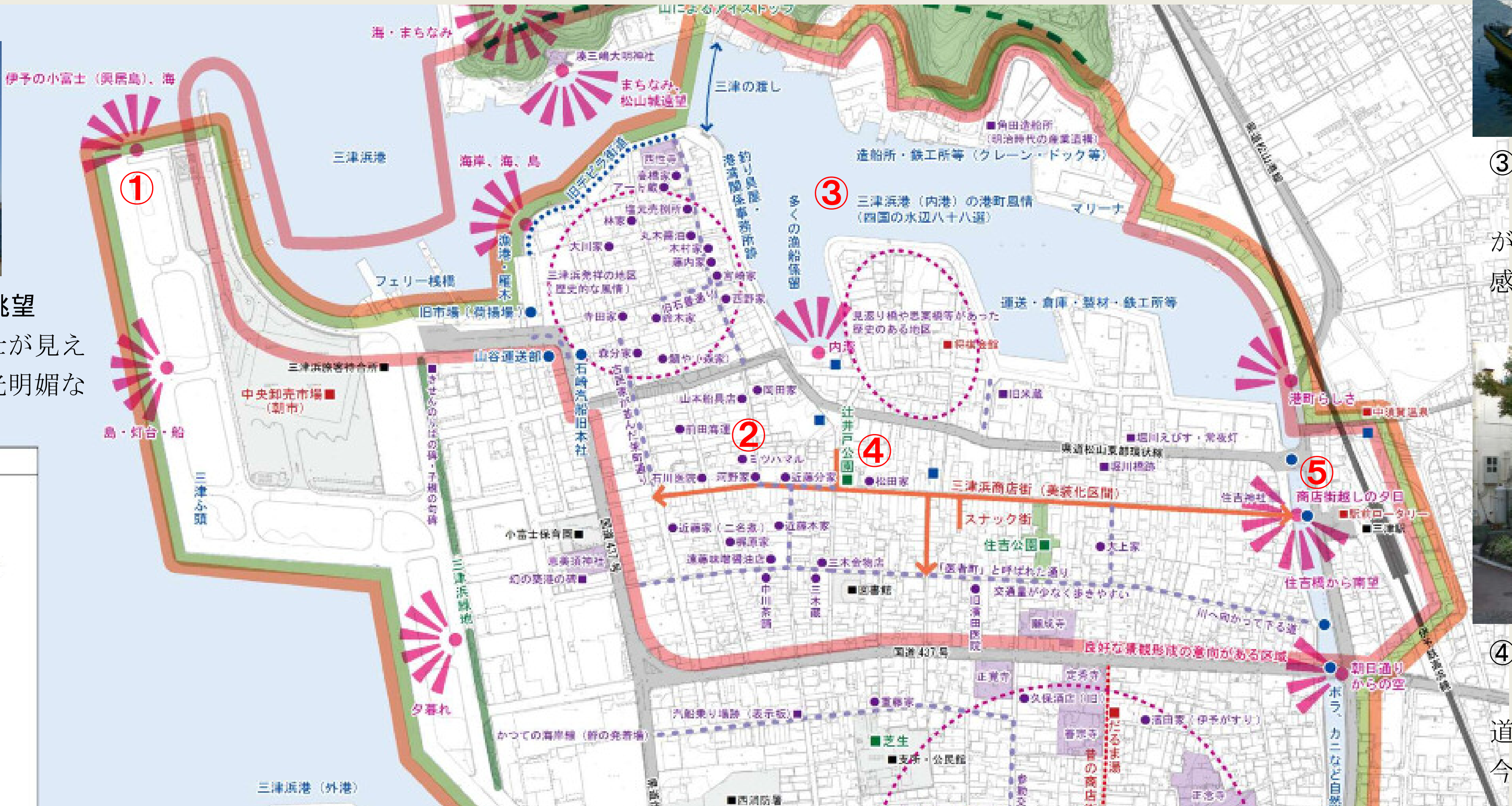
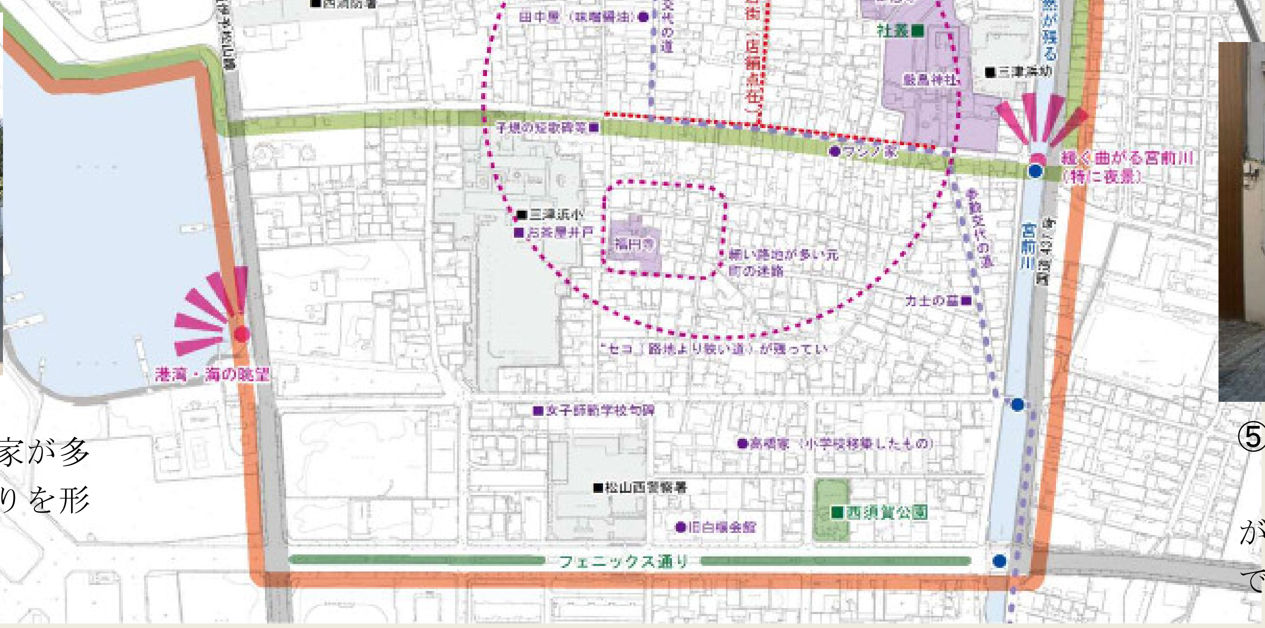
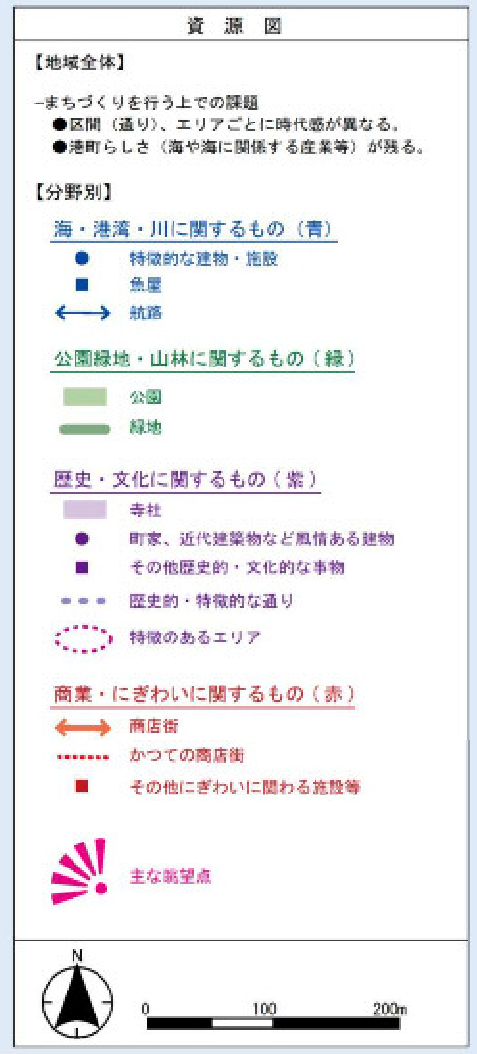

②古民家が建ち並ぶまちなみ

当該エリアは、歴史的な古民家が多く建ち並んでおり、歴史ある通りを形成しています。

③三津浜港の風景

三津浜港には、狭い入り江に多くの漁船が係留されており、昔からの港町の風景が感じられます。

④辻井戸公園

東西に長く続く商店街のやや西よりの道路端に、古くからの井戸が残っており、今は辻井戸公園として整備されています。

⑤商店街の入り口部（三津駅側より）

三津駅の正面に三津浜商店街の入り口があり、古くからの商店が並ぶ通りが直線で長く続いています。

2．景観まちづくりの目標と方向性

三津浜地区のまちづくりに関する事業計画書（平成 25 年 4 月）や三津浜地区活性化計画（平成 26 年 7 月）で示す、三津浜地区の地域課題を解決し、賑わい創出や交流人口の拡大を図るため、次に示す景観まちづくりの目標と方向性により、景観まちづくりを進めます。

景観まちづくりの目標

時間（とき）の流れの異なる昭和のなつかしさ・レトロ感が感じられるまちづくり

歴史ある三津浜における固有の地域資源を磨き上げ、港町として栄えた昭和のなつかしさ・レトロ感、異空間を演出する景観まちづくりを推進します。
その中で、誰もが訪れてみたいと思える魅力ある景観まちづくりを推進します。

【テーマに関するご意見】

○時間を忘れてもらう
○ゆったり
○古き良きものを最大限に活かす
○昭和にタイムスリップ
○大きな夕日の眺め
○海の眺め
○歩いて楽しいエリアづくり
○立ち寄りポイントを作ってつなげる
○案内看板（サイン）を分かりやすく統一

景観まちづくりの方向性

1. 人の滞留・対流が生まれる仕掛けづくり

■魅力的な回遊ルートづくり

・来訪者の回遊性を高めるためのルートを検討します

・回遊性の高い空間づくりを推進するため、統一した分かりやすいサインを作ります

・回遊ルートの中に、来訪者が三津浜地区を堪能する立ち寄りポイントを作り、景観的な配慮・工夫により誘導します

・来訪者に歩いて回遊してもらうための駐車場確保場所の調整に努めます

■街の入口に相応しい橋詰めの景観づくり

・宮前川に架かる橋詰は、三津浜地区への入口部となるため、相応しい景観づくりを行います

■賑わいを創出するイベントの開催

・空き地や空き店舗前等を有効に活用してイベントを開催し、賑わいの創出を図ります

2. 港周辺の憩いの場づくり・風景の保全

■港の玄関口の景観づくり

・港周辺は、海の玄関口となるため、三津浜に相応しい景観づくりに努めます

■歩行者空間の確保による瀬戸内海眺望の活用、眺望点づくり

・若い人が集まり、瀬戸内海を眺望できる場所として、埠頭周辺の歩行者空間づくりに努めます

■緑道を活用した憩いの場づくり

・休憩・夕日を眺められる憩いの場として、港周辺の既存公園・緑地のリニューアルの検討を行います

3. 古民家の保全・活用

■古民家の保全・活用

・港山側からの眺望に配慮し、古くから残る建築物の保全・活用を図ります

景観整備の方針図

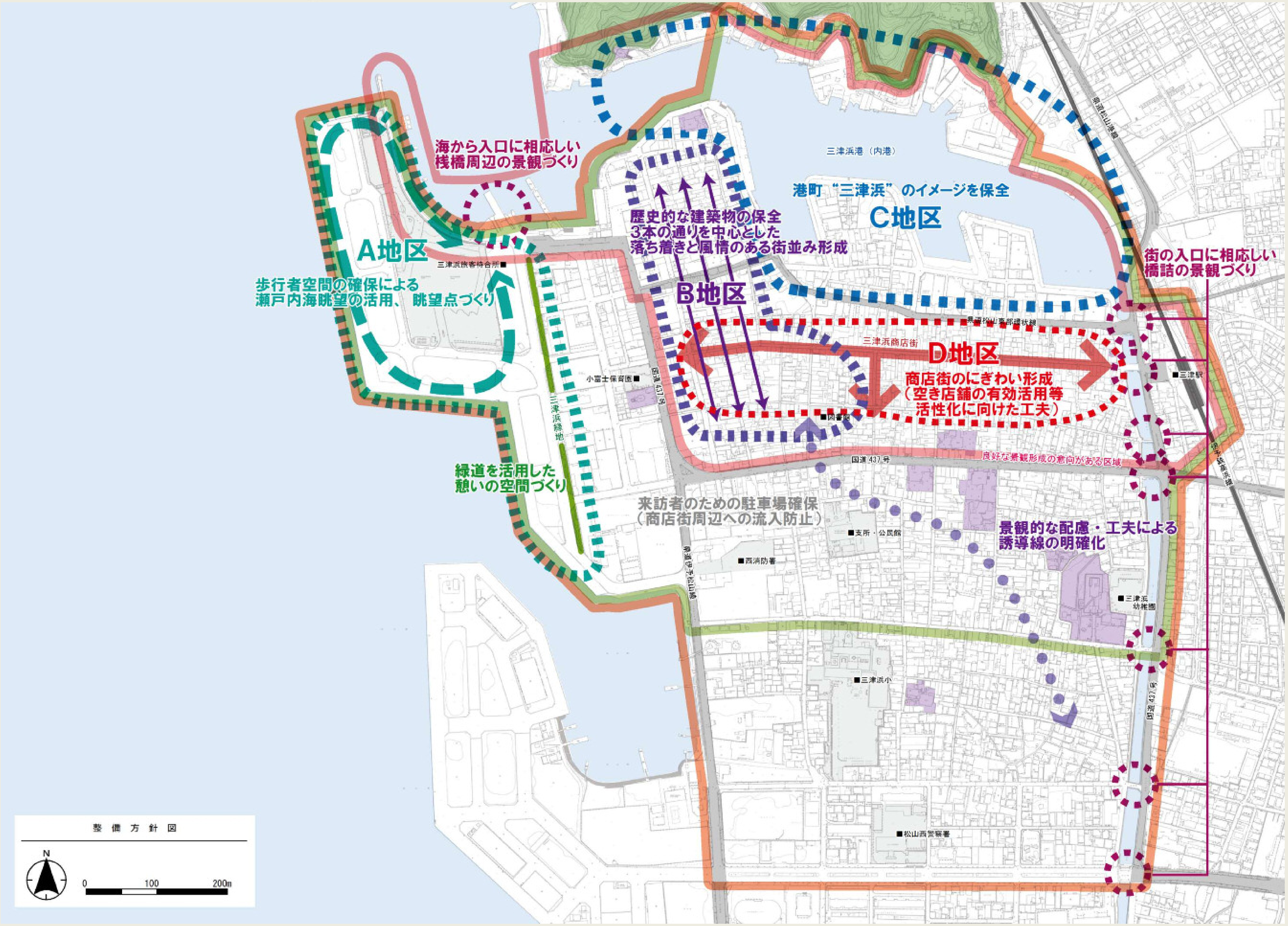
海から入口に相応しい
桟橋周辺の景観づくり
港町"三津浜"のイメージを保全
C地区
三津浜港（内港）
A地区
三津浜旅客待合所■
歩行者空間の確保による
瀬戸内海眺望の活用、眺望点づくり
歴史的な建築物の保全
3本の通りを中心とした
落ち着きと風情のある街並み形成
B地区
街の入口に相応しい
橋詰の景観づくり
三津浜商店街
D地区
商店街のにぎわい形成
（空き店舗の有効活用等
活性化に向けた工夫）
小富士保育園■
■三津駅
三津浜緑地
緑道を活用した
憩いの空間づくり
国道437号
良好な景観形成の意向がある区域
来訪者のための駐車場確保
（商店街周辺への流入防止）
景観的な配慮・工夫による
誘導線の明確化
■支所・公民館
■西消防署
■三津浜幼稚園
■三津浜小
■松山西警察署
整 備 方 針 図
N
0
100
200m

3．景観まちづくりの具体的な取組み

取組み 1　まち・通りをうるおいがあり、おもてなしのある空間とするため、各家の軒先に花・植物による演出を行います

B地区　D地区

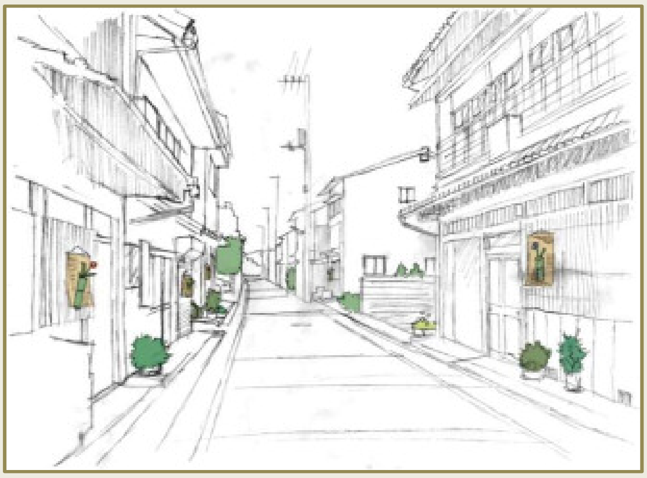

■景観まちづくりの具体的な取組内容

各家の協力により、各家の軒先に花の一輪挿し、プランター設置等を行い、若い人が集まる地域となるよう、まちを花いっぱいできれいにし、品格があり統一感のある通りを形成します。

取組み 2　空き店舗前等を有効に使ったにぎわいづくりに取組みます

D地区

■景観まちづくりの具体的な取組内容

三津浜商店街には数多く空き店舗がありますが、これらの店舗前を有効に活用して、音楽ライブイベントや大道芸等のイベントを誘致し、商店街のにぎわいづくりに取組みます。

取組み 3　緑道を活用した魅力的な公園緑地整備に取組みます

A地区

■景観まちづくりの具体的な取組内容

三津浜港の埠頭周辺道路沿道には、細長い公園（三津浜緑地）が整備されていますが、木々で覆われて使いづらい状態になっているため、休憩や夕日を眺める際の憩いの場として、ベンチを設置するなど、公園緑地のリニューアルに取組みます。

また、沿道には、花壇を設置して明るく快適な空間を演出します。花壇は、日常的に住民が交代で維持管理します。

取組み 4　港周辺を効果的に利活用するとともに、相応しい景観整備に努めます

A地区

■景観まちづくりの具体的な取組内容

埠頭の護岸周辺は、若い人が集まり、瀬戸内海を眺望できる良好な場所であるため、歩行者空間として回遊できるよう整備を進めるとともに、海の玄関口となる港周辺は、玄関口に相応しい景観づくりに努めます。

取組み 5　看板建築や和風建築等により、統一感ある通りの景観形成に取組みます

B地区　C地区　D地区

■景観まちづくりの具体的な取組内容

三津浜港周辺地区から三津浜商店街の建物は、看板建築により建物の表情の統一に配慮し、港町"三津浜"のイメージの保全に努めます。その際、商店街の協力を得ながら進めます。

また、国道 437 号より北側のエリアでは、できる限り和風建築の素材を用いることに配慮し、統一感のある景観形成に努めます。

これらの地区では商業系用途となっており、準防火地域が指定されていることから、取組みを進めるため、建築基準法や都市計画法等の変更・規制緩和を働きかけます。

取組み 6　散策できるポイントづくりに取組み、散策ルートの検討を行います

全地区

■景観まちづくりの具体的な取組内容

来訪者に快適に楽しく回遊してもらうため、古民家の保全・活用を図るため、民間側への普及・啓発を進めるとともに、埋もれそうな地域資源を結ぶなど、散策できるポイントづくり、散策ルートの検討を行います。

その際、誘導線を明確にするため、公的空間領域や官民境界領域における舗装の統一など、行政と協働で景観的な配慮・工夫を検討します。

取組み 7　宮前川に架かる橋など、地区への入口部に相応しい景観づくりに取組みます

その他

■景観まちづくりの具体的な取組内容

宮前川に架かる7つの橋は、地区への入り口に相応しい景観づくりに取組みます。

例えば、河川護岸のイルミネーションによる夜間の統一的な景観の創出や、行燈の設置、参勤交代の道であった御成橋の PR、川のヘドロ除去などに取組みます。

まちづくりに関するその他の具体的な取組み

■道に迷った来訪者に対する地元住民の支援

三津浜地区に訪れた人への案内･誘導は、簡易なサイン整備等により、楽しく安心して回遊できるよう整備を進める一方で、道に迷った方に対して、親切に道を案内する心遣い･おもてなしに努めます。

■安全・安心な空間づくりの促進

三津浜商店街周辺の地区を中心に、安心･安全な道にするため、街灯や防犯カメラの設置などにより、明るく安全な空間づくりをするよう、働きかけます。

4．具体的な取組みの実現方策

具体的な取組みに関する協力事項及び取組み時期

「３．景観まちづくりの具体的な取組み」について、以下に示すとおり、他の組織に協力依頼しつつ、概ね次のスケジュールで各取組みを実施します。

■他の組織の協力が必要な事項

- 散策路周辺に駐車場設置の調整を地権者・行政等に協力依頼する
- 三津浜地区は、準防火地域に指定されており、建築構造の制約が大きいため、行政に都市計画の変更・規制緩和を要望する（防災活動に関する住民の自主努力も必要）
- 老朽化した施設や大規模な堆積物等の景観を阻害するものの調整を早急に行政（松山市・愛媛県・港湾関係事務所・警察等）に働きかける
- 港町“三津浜”のイメージづくりにあたっては、多くの住民や行政、来訪者の声なども参考にしながら、“三津浜らしさ”を作っていくための検討を重ね、計画をつくる
- 三津浜緑地のリニューアルにあたり、松山市庁内で連携を図るよう、働きかける
- 歴史的建築物が建ち並ぶエリアは、建物の高さ規制とともに、３本の通りの特性ごとに景観形成を図るよう、行政に依頼する
- 防犯カメラの設置を行政に要望する
- 三津浜港には使用されていないボートが多いため、所有者へ確認するとともに、早急に行政（松山市・愛媛県・港湾関係事務所・警察等）に働きかける

■景観まちづくりの具体的な取組みに関する実施時期

各取組みの実施にあたって、できる取組みから、取っ掛かりとなる箇所で先行して景観まちづくりに取組むモデル地区をつくり、地区全体に景観まちづくりの輪を広げます。

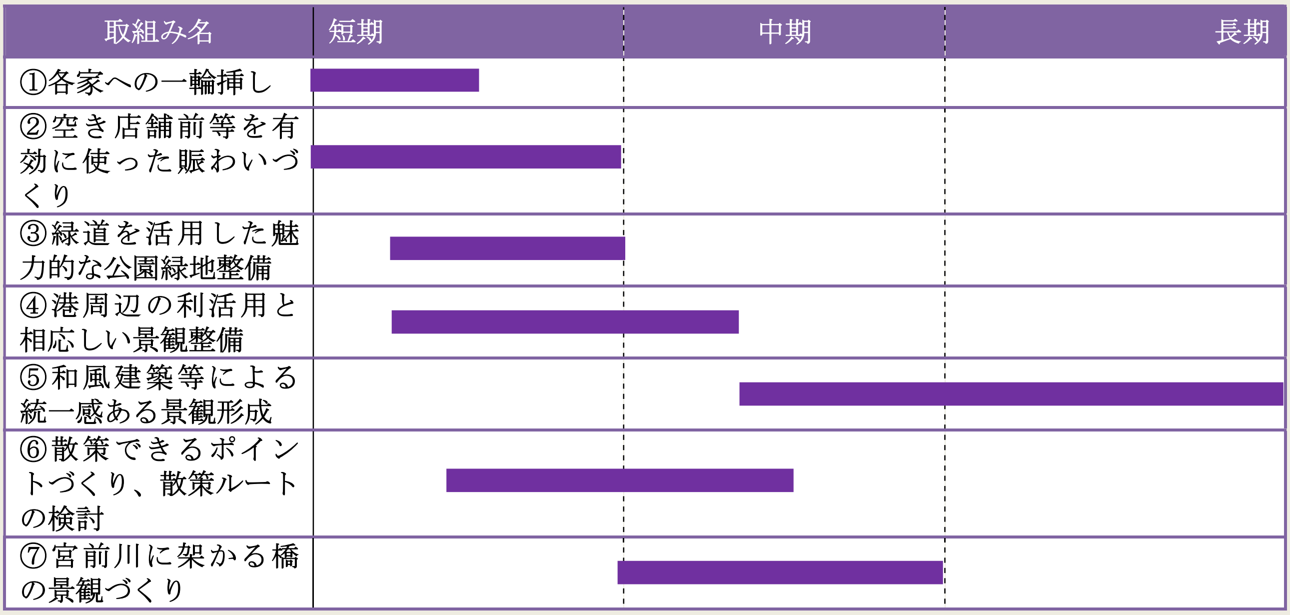

具体的な取組みの実現方策の例

景観まちづくりに関する具体的な取組みを推進するためには、次に示す方策により、実効性を高めることができます。

１．景観まちづくりに対する関心を喚起する

①様々な人が景観に触れられる機会をつくる

◆お祭り・フェスティバル

◆コンクール

◆パネル展・展覧会

②余暇活動や健康作りの機会を通じて景観に関心をもってもらう

◆地域散策

③良好な景観や景観まちづくりに触れられる機会を提供する

◆景観ツアー・先進事例視察

２．景観まちづくりに関する知識の習得を図る

①地域の景観・景観まちづくり情報を広く発信する

◆地域の良好な景観の選定・周知

◆景観情報誌の発行

◆景観形成に貢献する建築物や活動の表彰・周知

②趣味や特技をきっかけに景観に関心をもってもらう・趣味や特技を活かして景観まちづくりに取り組んでもらう

◆絵画・写真・デザイン

◆地域の歴史・地元学

◆ガーデニング

③景観や景観まちづくりの考え方や手法を学んでもらう

◆まちの魅力・課題発見ワークショップ

◆景観まちづくり出前講座

◆景観まちづくり講座

◆色彩講座

３．景観まちづくりに取り組む動機づけを行う

①まちづくりやコミュニティ活動に関心がある人に景観まちづくりにも取り組んでもらう

- ◆ボランティア活動
- ◆まちづくり

②景観まちづくりに取り組みたい人を支援し活動機会を提供する

- ◆市民参加の計画策定・空間整備
- ◆市民活動の支援制度
- ◆リーダー養成講座